

月報私学

5 2006

VOL.101

日本私立学校振興・共済事業団広報



神田祭／東京都

【写真提供:千代田区広報広聴課】

CONTENTS

融資事業のご案内	2
平成17年度 私立学校教職員の研修事業等に対する助成金の交付状況について	4
平成18年度 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の 主な改正点について	5
平成18年度 学校法人等基礎調査 ～私学事業団ホームページの調査票様式をご活用ください～	6
平成18年度 私立大学等経常費補助金調査票様式について	7
平成18年度 私立大学等経常費補助金事務研修会	8
平成18年度 第1回 私学共済事務担当者研修会	9
平成18年度の年金額	10
平成18年度 加入者証の検認における被扶養者の再審査を実施します	12
相談員の就任・退任	13
平成18年度 積立共済年金・共済定期保険前期募集	14
共済事業 今月のワンポイント	15
いんぷおめーしょん	16

融資事業のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金について**固定金利で長期・低利の融資**を行っています。

◆融資対象となる学校

融資の対象となる学校及び事業は、次ページの表のとおりです。融資費目・対象となる学校・対象となる事業ごとに、融資条件が異なりますので、ご確認ください。

また、専修・各種学校では、次の分野に属する学科及び課程に該当するものが対象となりますので、ご注意ください。

○専修学校の学科
職業に必要な技術の教授を目的とし、原則として、次の学科が融資の対象となります。

工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾、デザイン、写真、外国語、音楽または美術に関する学科

なお、前記の判定は、道府県の私立学校主管課によるものとします。

○各種学校の課程

職業に必要な技術の教授を目的とし、修業期間が一年以上で、一年間の授業時間が七五〇時間以上の課程が対象になります。さらに、対象となる課程、要件が定められていますので、事前にお問い合わせください。

◆融資相談会等

平成十八年度に資金借入れを希望する旨回答をいただいた法人には、「融資相談票」をお送りし、必要事項を記入したうえ返送いただきます。この相談票をもとに融資相談会を行います。相談会では事業内容等を確認のうえ、借入れに必要な書類をお渡しし、具体的な手続について説明いたします。

なお、高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等の新設・学級増等の認可に伴う施設の整備事業（新增設分）については、十月以降に相談会を実施し、その後、借入申込みをしていただきます。

◆借入申込書の提出

相談会の結果を検討され、融資を申し込まれる場合は、借入申込書を本事業団に提出していただきます。

なお、東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県の主管課に提出していただきます。

◆借入事業明細書の提出

具体的に融資額を計算するうえで必要となる「借入事業明細書」は、建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な関係書類と併せて、直接本事業団に提出してください。また、「連帯保証人明細書・担保物件評価書」も併せてご提出ください。

借入申込書及び借入事業明細書の揃っ

た後、融資審査を行い、融資額を決定します。

◆資金交付

金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約を結んだ後、法人において抵当権の設定登記をしていただきます。

担保は、融資額の一・二五倍又は一・五四倍以上の評価額の土地及び建物を原則とします。

抵当権設定登記に係る登録免許税の非課税措置を受けることができる担保は、教育の用に直接使用されているものに限られます。

原則としてこの登記手続きが完了した後、法人の希望される時期に応じて資金を交付します。

◆返済方法

返済は、元金均等割賦償還で、元金返済は年一回、利息支払は九月、三月の年二回の後払いとなります。

具体的な返済額については、資金交付後、元金・利息支払いを記載した「償還年次表」をお送りします。また、払込み指定期前には「払込通知書」をお送りしますので、これに従って返済金をお振り込みください。

◆平成十八年度の変更点等

○貸付基準単価の改定
建物基準単価を国立学校施設の単価に準じ改定しました。(表1「貸付基準単価(建物)」参照)

表 1 貸付基準単価 (建物)

区 分	1 m ² 当 たり 単 価 (円)	
	鉄筋コンクリート造・木造	鉄骨ブロック造
大学院・大学・短期大学・高等専門学校	192,500	—
高等学校・中等教育学校・特殊教育諸学校(盲学校、聾学校、養護学校)・専修学校	157,300	138,900
中学校・小学校・幼稚園	152,000	130,900
各種学校	111,800	98,300

(注) 実施単価が基準単価を超える場合は、50%を限度として調整を加えることができます。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部 融資班

☎〇三(三三三〇)七八六一〜六五

Eメール yushi@shigaku.go.jp

事業団融資は年度の途中からでも申込可能です。(平成十八年二月から三月にかけて実施した「施設・設備計画及び借入希望に関する調査」で『希望なし』と回答された場合でも結構です。)

お気軽にご相談ください。

※「私立学校のための融資ガイド」を本事業団のホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

(<http://www.shigaku.go.jp>)

表 2 平成 18 年度 融資対象事業一覧

融資費目	対象となる学校	対象となる事業	融資金利 (年%)		返済期間	融資率
一般施設費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊（盲学校、聾学校、養護学校）	○老朽化した校舎、体育館、図書館、学生会館、食堂、クラブ室等を取り壊し、改築する <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国の利子助成が 10 年間受けられます (18 年度の融資分までが対象です)</div>	(20 年もの) 2.30 沖縄分 2.00		20 年 (うち据置 2 年) 以内 沖縄分 22 年 (うち据置 2 年) 以内	80%以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊（盲学校、聾学校、養護学校）、幼稚園、専修、各種	○校（園）舎、体育館、遊戯室、図書館、研究所、認可保育所、学生会館、食堂、法人本部、私立大学等が共同利用する施設等を新築、増築、改築、改修、補修、買収する ○冷暖房設備・外構工事等を実施する ○校（園）地（グラウンド・菜園等）を買収、造成する ○学校を移転させるために校舎を新築、土地を買収する ○既設の学校法人が行う大学等の新設のために必要となる校舎等の新築や校地の買収など ○新・増設（学年進行分を含む）・定員増・学校法人化のため必要となる校舎・園舎の新築や校（園）地の買収など 次世代型学校施設整備事業 社会の国際化、情報化、技術の高度化、文化の発展等に貢献し、また、これに対応できる人材を育成するために「次世代型学校施設」（高機能施設や環境に配慮した施設等）を整備する目的で、学校施設を新築、増築、買収、改修、補修をする（外構工事を含む） 防災（地震）対策として行う改修・補強工事	(20 年もの) (10 年もの)	1.90	20 年 (うち据置 2 年) 以内 沖縄分 22 年 (うち据置 2 年) 以内 [10 年もの] 10 年 (うち据置 2 年) 以内	
			2.30 沖縄分 2.00 (専修・各種を除く)			
			2.10			
			2.00			
	大学院、大学	私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業、学術フロンティア推進事業等	2.00		国庫補助金と同額以内	
	研究高度化関連施設	2.10		80%以内		
教育環境整備費	高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園、専修	(1) 校教員等 ○机、椅子、図書、コンピュータ、通学（園）バス、実習用機器などの備品 ○経営困難校を支援する学校法人が一時的に要する資金（大学院、大学、短大、高専を含む）	1.40		5 年 6 か月 (うち据置 6 か月) 以内	80%以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園、専修	(2) 大型設備・装置（1 個または 1 組の価格が 500 万円以上のもので、据付工事・敷設工事、IT 関連ソフトの開発・取得等を含む）	1.90		10 年 (うち据置 2 年) 以内	
	高校	(3) 過疎地の高校の教職員の給与・退職金など	1.60			
	大学（学部ごと）	(4) 私立大学奨学事業 入学一時金分割納入制度事業	1.60		大学 4 年（うち据置 1 年）以内 医歯薬獣医系 6 年（うち据置 1 年）以内	
災害復旧費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園	(1) 特別災害 激甚災害により被害を受けた建物・校地の原形復旧工事	1.60		25 年 (うち据置 2 年) 以内	国庫補助金と同額以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園、専修、各種	(2) 一般災害 火災・風水害・地震などの災害により被害を受けた建物・校地の原形復旧工事		20 年 (うち据置 2 年) 以内	80%以内	
公害対策費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園、専修、各種	○公害（騒音、大気汚染（アスベスト含む）、地盤沈下、水質汚濁、降灰など）防止対策のための改築・改修工事 ○公害防止対策として実施する学校移転のため必要となる校舎の新築、校地の買収など	2.00		21 年 (うち据置 3 年) 以内	80%以内
特別施設費	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園、専修	寄宿舎、合宿所、セミナーハウス、教職員住宅、大学附属病院などの新築、買収および用地の買収など	2.40		20 年 (うち据置 2 年) 以内	80%以内
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、専修	国際交流施設（留学生宿舎、国際交流会館、外国人教員宿舎など）の新築、用地の買収など	2.00			
	大学院、大学、短大、高専、高校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊、幼稚園、専修	障害者の利用のための施設や設備の改修工事（エレベータ、トイレ、手すり、スロープなど）	2.00			

(注) 融資金利は、平成 18 年 4 月 12 日現在であり、毎月の金融情勢により変更することがありますので、私学事業団のホームページでご確認ください。

平成十七年度
**私立学校教職員の研修事業等に対する
 助成金の交付状況について**

私学事業団は、財団法人私学研修福祉会が実施する研修事業に対して、助成金を交付しています。これは、私立学校教育の振興を図るために、平成十六年度の助成勘定利益金の中から支出するものです。

十七年度は、次の事業に対して一億一千万二、〇〇〇円を助成金として交付しました。

助成対象となる財団法人私学研修福祉会が実施する研修事業

○各種研修会事業

私立学校（大学・短期大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園）の教職員を対象に、幹部研修会、業務別研修会、教科別担当教員研修会、私学経営研修会、地区別教育研修会、全国研修会等を実施しています。

大学・短期大学は、管理運営、学生生活等に関する研修会に重点を置き、高等学校以下では、管理運営、教科別に関する研修会に重点を置いています。

○海外研修事業

私立学校（中等教育学校・高等学校・

中学校・小学校・幼稚園）の教職員を、外国の大学や研究所等に派遣し、専攻する学科、一般教育、学術研究、教育事情および私学振興に関する研究調査等に専念する機会を提供します。

○国内研修事業

私立学校（大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園）の教職員が、国内の大学、研究所および研修所等において、専攻する学科や一般教育に関する研究調査に専念する機会を提供します。

○在校研修事業

私立学校（短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園）の教職員に、私立学校が行う教育制度（方法・内容）およびその他広く学術一般について研究する機会を提供します。

○研修成果刊行事業費等

①研修集録等の発行
 海外研修、国内研修、在校研修の各研修員から提出された成果を「私学研修」として集録刊行します。

また、「一般成果刊行」として、私立

学校教職員の研究論文等、自己の研修成果を刊行物として出版する機会を提供します。

②図書室整備

私立学校教職員の利用に提供し、全国の私立学校で出版する刊行物、資料、私立学校に関する教育・学術図書収集および教育フィルムの整備・保管・貸出しに関する事業を実施します。

☆ 研修事業の実施主体は、財団法人私学研修福祉会研修事業部研修事業課です。十八年度研修員の募集については同会のホームページをご参照のうえ、同会にお申し込みください。
<http://www.skf.or.jp/kensyu>

なお、助成金交付額および繰入れ金実施額の累計は、平成十八年三月末現在で、二一六億三、八二四万三、〇〇〇円になりました。

長期給付事業への繰入れ金の実施

共済事業本部が行う年金給付事業のうち、既年金者年金増額費（※1）および長期給付整理資源（※2）を対象に、平成十六年度の助成勘定利益金の中から四、二〇六万七、九三九円の繰入れを実施しました。

※1 旧財団法人私学恩給財団にかかる年金額の改定により増加する費用
 ※2 昭和二十九年一月一日前の加入者期間にかかる年金額の改定により増加する費用

助成金交付状況

区 分	16年度	17年度
各種研修会事業	82,725	75,909
海外研修事業	11,398	8,762
国内研修事業	12,963	11,615
在校研修事業	886	306
研修成果刊行事業費等	3,775	3,540
合 計	111,747	100,132

繰入れ金実施状況

区 分	16年度	17年度
既年金者年金増額費	47,850	41,499
長期給付整理資源	7,439	569
合 計	55,289	42,068

助成金等実績（累計）

区 分	助成金額	繰入れ金額
財団法人私学研修福祉会	8,990,109	—
事業団長期勘定	11,906,675	733,890
その他（奨学事業利子軽減費等）	7,569	—
合 計	20,904,353	733,890

【私立大学教育研究高度化推進事業における採択制・傾斜配分の見直し】

平成 18 年度から、下表のとおり、取り扱う予定です。

補助項目名	採択制又は傾斜配分	
	現 行	改 定 案
I 大学院高度化推進特別経費 教育研究拠点大学院重点経費 研究科特別経費 外国人研究員等特別招へい経費 ティーチング・アシスタント経費 特定大学院支援経費 法科大学院支援経費	傾斜配分 傾斜配分 採択制 傾斜配分 傾斜配分 傾斜配分	傾斜配分 ※ ※ ※ 傾斜配分 傾斜配分
II 学術研究推進特別経費 学術研究高度化推進経費（ハイテク等） 学術研究高度化推進経費（共同研究） リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援経費	採択制 傾斜配分 傾斜配分	採択制 ※ ※
III 大学教育高度化推進特別経費 教育・学習方法等改善支援分 教員流動化促進分 多元的評価支援経費 教養教育改革推進経費 海外研修派遣 国際化推進 外国大学との学生交流	採択制 傾斜配分 傾斜配分 採択制 採択制 採択制 採択制 傾斜配分	採択制 ※ ※ 採択制 ※ 採択制 採択制 ※
IV 高度情報化推進特別経費 情報通信設備（借入） 教育学術情報ネットワーク 教育学術コンテンツ 教育研究情報利用経費 サイバー・キャンパス整備経費	採択制 傾斜配分 採択制 傾斜配分 採択制	※ ※ ※ ※ 採択制

※平成 18 年度から「傾斜配分」や「採択制」を採用しないこととする項目。

【申請の下限の見直し】

平成 18 年度から、下表のとおり、取り扱う予定です。

補助項目名	申請の下限	
	現 行	改 定 案
I 大学院高度化推進特別経費 研究科特別経費（研究科分）	600 万円	300 万円
II 学術研究推進特別経費 共同研究経費（大学） "（短大）	300 万円 100 万円	200 万円 60 万円
III 大学教育高度化推進特別経費 教育・学習方法等改善支援分（大学） "（短大） 教養教育改革推進経費（大学） "（短大） 国際化推進（大学） "（短大）	100 万円 60 万円 100 万円 60 万円 100 万円 60 万円	※ ※ ※ ※ ※ ※
IV 高度情報化推進特別経費 情報通信設備（借入） 教育学術情報ネットワーク 教育学術コンテンツ 教育学術情報データベースの開発 教育研究情報利用経費	月額 22 万 2 千円 80 万円 100 万円 100 万円	月額 20 万円 60 万円 60 万円 60 万円

※下限を設けないこととする項目。

平成十八年度
私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究
高度化推進特別補助）の主な改正点について

世界水準の優れた私立大学づくりを旨とし、意欲と可能性に富んだ大学への重点的支援を行う「私立大学教育研究高度化推進特別補助」については、法科大学院支援経費を充実するなど、全体で、七三七億一、一〇〇万円を計上し、引き続き、私立大学における教育及び学術研究の飛躍的向上を図ります。

補助項目ごとの予算額については、前月号（VOL.100）でお知らせしましたが、平成十八年度から、一部の項目について、配分方法を次のとおり変更します。

なお、「海外研修派遣」については、十八年度から、他の項目と同様、計画書の提出先を私学事業団とし、提出締切日も変更していただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

詳細については、各学校法人理事長あての「計画書募集通知」や、文部科学省ホームページ等により「私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）配分基準」等を、ご確認ください。

（文部科学省 高等教育局
私学部 私学助成課）

平成十八年度 学校法人等基礎調査 ～私学事業団ホームページの 調査票様式をご活用ください～

学校法人等基礎調査は、私学事業団の総合的な私学データバンク構想の一環として、特殊教育諸学校（盲学校・聾学校・養護学校）・幼稚園・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人を対象に実施しています。但し、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途に調査を実施しますので、当調査の対象にはなりません。

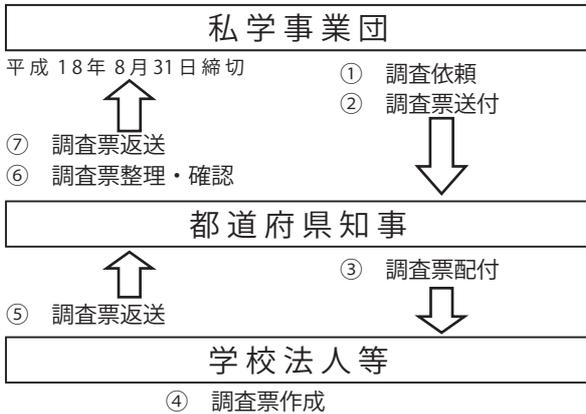
この調査は、私立学校の最も基本的かつ総合的なものであり、文部科学省の実施していた「私立学校の財務状況調査」を本事業団調査に一元化したものです。平成十七年度には、九〇%以上の学校法人等から回答をいただいています。十八年度調査につきましても例年どおりのご協力をお願いいたします。

ご協力いただいた各学校法人等の皆様には、集計（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人の設置する幼稚園、専修学校等を含む）結果として『今日の私学財政』（冊子）を刊行し、活用いただいているところです。

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等のための資料とし、併せて学校法人等の経営の参考に供することを目的とし、その他の目的で使用することはありません。

調査票の配付・提出の手順



調査票様式のダウンロードについて

本年度より、本事業団のホームページから「学校法人等基礎調査」の様式を、各学校法人等のパソコンにダウンロードできるようにになりました。どうぞご活用ください。

- ①日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ↓
- ②「私学振興事業本部」をクリック
- ↓
- ③「教育条件・経営情報支援」の「平成 18 年度学校法人等基礎調査記入様式」をクリック
- ↓
- ④パソコンにダウンロード後、データを入力し、印刷
- ↓
- ⑤各都道府県に提出

提出される調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したもので、従前の方法（手書き）によるものでもどちらでもかまいません。いずれの場合でも、都道府県への提出は紙媒体になります。

記入にあたっての注意事項

記入項目は、学校法人、その他の法人、個人のそれぞれで異なる場合があります。以下の内容については特にご注意ください。

A 学校法人等及び学校の概要

（調査票区分 1）

- ①法人概要
 - ・学校法人の場合←
 - 全ての項目に記入してください。
 - ・その他の法人、個人の場合←
 - 法人設立認可年月日を除く全ての項目に記入してください。
 - ・その他の法人の場合←
 - 法人名称の前に法人種別を記入してください。
 - ・個人の場合←
 - 「法人等名」には、一番古い学校名を記入してください。

②学校概要

個人の場合←
 法人概要に記入した学校名も記入してください。

B 資金収支計算書

（調査票区分 2・3）

- ・学校法人の場合←
- 【収入の部・支出の部共通事項】
- 「収入の部合計④」と「支出の部合計⑤」は一致します。
- 【収入の部】（調査票区分 2）
- 「収入の部合計④」には「j 計」から「n 前年度繰越支払資金」までの合計を記入してください。

【支出の部】(調査票区分3)

- ⑦ 「支出の部合計(A)」には、「f 計」から「j 次年度繰越支払資金」までの合計を記入してください。
- ⑧ 「j 次年度繰越支払資金」は、貸借対照表(調査票区分6) 資産の部「流動資産(b)」の「(うち現金預金)」の額と一致します。
- ・その他の法人、個人の場合

【支出の部】(調査票区分3)

「収支差額」は、収入の部「j 計」から支出の部「f 計」を差し引いた額です。

C 消費収支計算書

(調査票区分4・5)

- (学校法人のみ回答してください)
- ① 「i 帰属収入合計」には、「a 学生生徒等納付金」から「h 雑収入」までの合計を記入してください。
- ② 「r」「s」「w」欄は、収入超過と支出超過の場合とで、記入箇所が異なります。
- ③ 「m 教育研究(管理)経費」の(うち減価償却費)は、うち数です。

D 貸借対照表

(調査票区分6)

(学校法人のみ回答してください)
「資産の部」の合計⑧は、「負債、基本金及び消費収支差額の部」の合計⑨と一致します。

E その他の確認事項

金額は、全て円単位です。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学情報部 データベース課
☎〇三(三三三〇)七八四二〜四三
Eメール databse@shigaku.go.jp

平成十八年度 私立大学等経常費補助金調査票様式について

○一般補助

平成十八年度申請分の、一般補助の各種調査に関しては、サーバフォームに順次掲載いたします。十七年度は、事業団ホームページに様式のみ掲載していましたが、今後はサーバフォーム上で、様式や記入要領等がダウンロード可能となります。親認証、子認証共に、アクセスが出来る予定ですので、ご活用ください。

これを受けて、今後、関係書類提出依頼のご案内は郵送しますが、調査票の様式、記入要領については送付いたしませんので、ご留意ください。

同様に、「補助金課メールアドレス登録システム」にご登録いただいている法人への、ご案内の送信は継続いたしますが、様式の添付はなくなります。

なお、申請にあたっては、しばらくの間、従前どおり書類でご提出していただく予定です。詳細については、五月下旬にお送りする「平成十八年度私立大学等経常費補助金に係る事業の実績報告について(依頼)」でご案内しますのでご確認ください。

○特別補助

関係書類提出のご案内は送付しますが、計画書等の様式は送付いたしませんので、ご留意ください。

ホームページ上では、「平成十八年度私立大学等経常費補助金」「私立大学教育研究高度化推進特別補助」に係る計画書の提出について(文部科学省執行分五月上旬掲載予定)及び「平成十八年度私

立大学等経常費補助金特別補助対象事業に係る調査について(依頼)(私学事業団執行分七月上旬掲載予定)の2つの分類を掲載しますので、それぞれメニューに従って必要な計画書等をダウンロードしてください。

なお、補助項目の統廃合、調査項目の簡素化により、計画書、記入要領等が改正されておりますので、ホームページに掲載の「主な変更点」等でご確認ください。

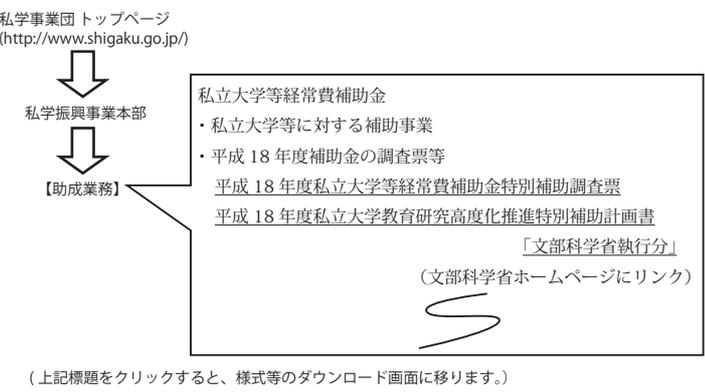
計画書等のダウンロードについて、ご不明な点がございましたら、左記へお問い合わせください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 補助金課
☎〇三(三三三〇)七八七九〜八四
Eメール hojokin@shigaku.go.jp
助成部 特別補助課
☎〇三(三三三〇)七八八五〜八八
八四六五〜六六
Eメール tokuhou@shigaku.go.jp

本事業団私学情報部では、各学校法人等にご協力いただいている「学校法人等基礎調査」につきまして、収集されたデータの二層の活用及び学校法人等のニーズに合った情報を提供する目的で、「学校法人等基礎調査の活用に係るアンケート」を実施します。詳細は「学校法人等基礎調査」に添付しております。

各都道府県主管課へ調査票を提出する際に、アンケートの回答用紙も併せてご提出くださるよう、ご協力をお願いします。

日本私立学校振興・共済事業団ホームページ 調査票等様式へのアクセス



平成十八年度 私立大学等経常費 補助金事務研修会

助成部補助金課・特別補助課では、既にご案内しましたとおり「平成十八年度補助金事務研修会」を開催します。昨年に引き続き、「入門者編」「経験者編」として二日間、2つのプログラムを予定しています。

入門者編では、補助金制度の概要を分かりやすく解説します。具体的には、申請書類と補助金額計算表の関係や計算方法、特別補助の初歩的な注意点、補助金事務上間違いやすい事例についてご説明します。

経験者編では、一般補助の変更点や、特別補助については時間を拡大し、より詳しい内容を盛り込むほか、会計検査院について具体的な事例を紹介し

ます。
本年より、従来の研修会資料は、サーバーム内（アクセス方法については、「平成十八年度私立大学等経常費補助金事務研修会について（ご案内）」参照のこと）に掲載してありますので、事務研修会当日に冊子または紙での配付はありません。事務研修会にご参加いただく方には、資料を事前に出力し

ご持参いただきますようお願いいたします。
また、文部科学省私学助成課から、高等教育の施策、直接補助（私立大学等研究設備整備費補助金等）の現状、当該補助金の申請にあたっての留意点の説明を予定しています。

一般補助に係る内容

「経験者編」の「一般補助の変更点」で説明する内容の一部を左記に記載します。

- ① 「認証評価経費の配分」
- ・対象経費と計算方法について
- ② 「教職員福利厚生費」
- ・専任教職員に係る雇用保険料について
- ・非常勤教員に係る労災保険料等について
- ③ 「調整方法の見直し」
- ・調整係数表の見直しについて
- ④ 「減額・不交付の取扱い」
- ・補助金の減額・不交付措置の取扱いの明確化について
- ⑤ 「その他」
- ・滞納等による不交付・減額要件に係る基準日の変更について等

特別補助に係る内容

「経験者編」の特別補助に関しては、左記の内容を説明いたします。

- ① 特別補助の変更点と申請事務について
- ・平成十七年度の特別補助について
(変更点を中心に)
- ・平成十八年度の変更点について
- ・平成十八年度申請業務の流れについて
- ② 採択制補助項目について
- ・採択率について
- ・採択事例紹介
- ・計画書作成上の問題点（評価委員のコメント）

◇ ◇ ◇
研修会当日は、休憩時間、昼食時間及び研修会終了後、会場内に一般補助、特別補助、文部科学省直接補助についての「相談コーナー」を設けます。ご遠慮なく、お気軽にお立ち寄りください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
☎ 〇三（三三三〇）七八七九～八四
Eメール hojokin@shigaku.go.jp
助成部 特別補助課
☎ 〇三（三三三〇）七八八五～八八
八四六五～六六
Eメール tokuho@shigaku.go.jp

研修会開催日程等

会場	実施日	コース	場所
札幌会場	5月16日（火）	入門者	札幌学院大学 （北海道江別市）
	5月17日（水）	経験者	
仙台会場	5月18日（木）	入門者	東北学院大学 （仙台市青葉区）
	5月19日（金）	経験者	
東京会場	5月9日（火）	入門者	文京学園 （東京都文京区）
	5月10日（水）	経験者	
	5月11日（木）	入門者	
名古屋会場	5月12日（金）	経験者	愛知大学 （名古屋市東区）
	5月23日（火）	入門者	
大阪会場	5月24日（水）	経験者	大阪学院大学 （大阪府吹田市）
	5月23日（火）	入門者	
福岡会場	5月16日（火）	入門者	福岡大学 （福岡市城南区）
	5月17日（水）	経験者	

平成 18 年度 第 1 回 私学共済事務担当者研修会

7 月 19 日 (水) ~ 8 月 31 日 (木)

私学共済の業務内容や業務手続きなどを習得していただくため、今年度も基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します。詳しくは、4 月分掛金納付通知書 (5 月 15 日送付) に同封しました開催案内をご覧ください。

▶ 参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から 2 名まで
- ・申し込みは 1 コースのみ

▶ 研修内容

(1) 2 日コース

私学共済制度の共済業務全般について、基礎的な業務内容の研修を行います。

(2) 1 日コース

私学共済制度の業務内容の中で、研修希望の多い資格・短期・長期をテーマに研修と事務手続きの演習を行います。

▶ 申し込み方法等

- (1) 開催案内の「平成 18 年度第 1 回私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、6 月 7 日 (水) 【必着】までに共済事業本部あてに郵送でお申し込みください。
- (2) 申し込みが各コースの定員を超えた場合は抽選により決定し、参加の可否を問わず、6 月下旬までに学校法人等あてにお知らせします。

研修会会場・日程等一覧

会場	コース	実施日	定員	研修内容
札幌ガーデンパレス	2 日	8 月 2 日 (水) ~ 8 月 3 日 (木)	45 名	共済業務全般
	1 日	8 月 24 日 (木)	45 名	長期
仙台ガーデンパレス	2 日	8 月 2 日 (水) ~ 8 月 3 日 (木)	45 名	共済業務全般
	1 日	8 月 22 日 (火)	45 名	資格・短期
東京ガーデンパレス	2 日	7 月 20 日 (木) ~ 7 月 21 日 (金)	45 名	共済業務全般
	2 日	7 月 26 日 (水) ~ 7 月 27 日 (木)	45 名	共済業務全般
	1 日	8 月 9 日 (水)	45 名	資格・短期
	1 日	8 月 10 日 (木)	45 名	長期
	1 日	8 月 30 日 (水)	45 名	資格・短期
	1 日	8 月 31 日 (木)	45 名	長期
名古屋ガーデンパレス	2 日	8 月 2 日 (水) ~ 8 月 3 日 (木)	45 名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	1 日	7 月 19 日 (水)	40 名	資格・短期
	1 日	7 月 20 日 (木)	40 名	長期
大阪ガーデンパレス	2 日	7 月 26 日 (水) ~ 7 月 27 日 (木)	40 名	共済業務全般
	1 日	8 月 9 日 (水)	40 名	資格・短期
	1 日	8 月 10 日 (木)	40 名	長期
	1 日	8 月 30 日 (水)	40 名	資格・短期
	1 日	8 月 31 日 (木)	40 名	長期
広島ガーデンパレス	1 日	7 月 25 日 (火)	45 名	資格・短期
	2 日	7 月 26 日 (水) ~ 7 月 27 日 (木)	45 名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	2 日	8 月 9 日 (水) ~ 8 月 10 日 (木)	45 名	共済業務全般
	1 日	8 月 30 日 (水)	45 名	資格・短期
	1 日	8 月 31 日 (木)	45 名	長期

平成 18 年度の年金額

－物価スライドにより 0.3%の引き下げ－

●平成 18 年度の年金額

総務省が作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」といいます）の平成 17 年における年平均が対前年比でマイナス 0.3%となったことにより、平成 18 年度の年金額は 0.3%引き下げられることとなりました（平成 18 年 6 月定期支給期から）。

◆年金額改定の仕組み

平成 16 年の年金制度改正において、年金額の改定方法や給付と負担の均衡を図るための見直しが行われ、年金額は、平成 11 年から 15 年までの物価指数の下落（－ 2.9%）と賃金の変動を反映したものに改められました。この見直し後の水準を「**本来水準**」といいます。

一方、「本来水準」の年金額をそのまま適用すると、年金額の大幅な減額となるため、経過措置として、これまでの給付水準が保障されることとなりました。この保障された水準の年金額を「**特例水準**」といいます。

現在支給されている年金額は、原則、この「特例水準」の年金額であり、具体的には平成 12 年度から 14 年度の間、物価指数の下落による減額改定を行わなかったことにより、「本来水準」の年金額に比べ最大で 1.7%かさ上げされた水準となっています。

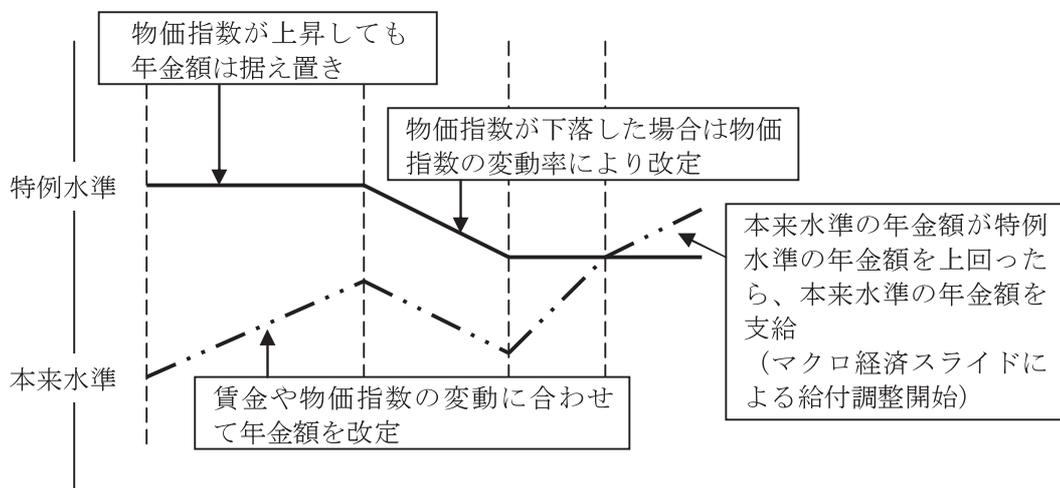
<参考>過去の物価指数の対前年比

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
対前年比	－ 0.3%	－ 0.7%	－ 0.7%	－ 0.9%	－ 0.3%	0.0%
				↓	↓	↓
	減額改定凍結分（累積－ 1.7%）			減額改定	減額改定	前年同額

「本来水準」の年金額は、原則として、毎年度手取り賃金の変動率もしくは物価指数の変動率によって改定されます。

一方、「特例水準」の年金額は、かさ上げ分の解消のため物価指数が下落したときのみ減額改定され、物価指数が上昇した場合は据え置かれることとなっています。

<参考>「本来水準」と「特例水準」の改定イメージ



□新共済法による年金額の改定

年金額を構成する定額部分、給与比例部分、職域部分の計算式における物価スライド率を以下のとおり改定することにより、年金額を改定します。なお、給与比例部分又は職域部分を計算する際の物価スライド率は、加入者期間によって異なります。

項 目		物価スライド率	
		改定前	改定後
定額部分		0.988	0.985
給与比例部分 職域部分	①平成 13 年 12 月以前の加入者期間がある人	0.988	0.985
	②平成 14 年 12 月以前の加入者期間がある人 (①の人を除く)	0.997	0.994
	③平成 16 年 12 月以前の加入者期間がある人 (①又は②の人を除く)	1.000	0.997
	④平成 17 年 1 月以降の加入者期間のみの人	—	1.000

(例) 定額部分を計算する際の物価スライド率の改定

$$0.988 \times 0.997^{**} = 0.985$$

$$** 0.997 = 1 - 0.003 \text{ (マイナス 0.3\%)} \text{ 平成 17 年の物価指数の対前年比}$$

また、加給年金額や最低保障額などについても平成 18 年 4 月以降、下表のとおり改定されました。

項 目			改定前の額	改定後の額	
退職共済年金	加給年金額	配偶者	228,600 円	227,900 円	
		子 2 人目まで 1 人につき	228,600 円	227,900 円	
		子 3 人目から 1 人につき	76,200 円	75,900 円	
	特別加算額	受給権者の 生年月日	S 9.4.2 ~ S15.4.1	33,700 円	33,600 円
			S15.4.2 ~ S16.4.1	67,500 円	67,300 円
			S16.4.2 ~ S17.4.1	101,300 円	101,000 円
			S17.4.2 ~ S18.4.1	135,000 円	134,600 円
S18.4.2 ~			168,700 円	168,100 円	
障害共済年金	障害基礎年金不支給による給与比例部分の最低保障		596,000 円	594,200 円	
	職務上最低保障額	1 級	4,225,300 円	4,212,500 円	
		2 級	2,609,700 円	2,601,800 円	
		3 級	2,361,200 円	2,354,100 円	
加給年金額 (1・2 級に限る)		228,600 円	227,900 円		
遺族共済年金	職務上最低保障額		1,056,300 円	1,053,100 円	
	中高齢寡婦加算額		596,000 円	594,200 円	
	経過的寡婦加算額の計算基礎額		596,000 円	594,200 円	

□旧共済法による年金の額の改定

年金額を構成する定額部分、給与比例部分の計算式における物価スライド率を改定することにより、年金額を改定します (改定前: 0.988 → 改定後: 0.985)。

また、最低保障額や遺族年金の寡婦加算額、扶養加給額についても平成 18 年 4 月以降、下表のとおり改定されました。

項 目			改定前の額	改定後の額
最低保障額	退職年金		1,071,600 円	1,068,300 円
	障害年金	1 級	1,311,000 円	1,307,000 円
		2 級	1,071,600 円	1,068,300 円
		3 級	794,500 円	792,100 円
	遺族年金		794,500 円	792,100 円
遺族年金の加算額	寡婦加算額	子 2 人以上を有する妻	266,700 円	265,900 円
		子 1 人を有する妻	152,300 円	151,900 円
		60 歳以上の妻	152,300 円	151,900 円
	扶養加給額	子 2 人目まで 1 人につき	228,600 円	227,900 円
		子 3 人目から 1 人につき	76,200 円	75,900 円

●改定後の年金額の通知等

改定後の年金額は、受給権者本人あてに「改定通知書」でお知らせします。また、改定後の年金額の支給は、6 月定期支給期 (4・5 月分) からとなります。

平成十八年度

加入者証の検認における 被扶養者の再審査を 実施します

— 対象地域及び実施方法など —

加入者証の検認は、保健給付において無資格による受診等が生じたりすることがないよう毎年実施していますが、その一環としての被扶養者の再審査を平成十八年度は次のとおり実施いたしますのでお知らせします。

なお、加入者には、加入者向広報「レター」五月号でお知らせします。

〈加入者証の検認〉

○私学共済法施行規則第二条

第六項 加入者は、加入者証の検認、更新又は記載事項の訂正のため、その提出を求められたときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

第七項 事業団が加入者証の検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない加入者証は、無効とする。

○共済運営規則第十一条

第三項 事業団は、毎年一定の期日を定め、加入者証の検認又は更新をしなければならない。

第四項 前項の規定により加入者証の検認又は更新を行う場合は、必要に応じ、被扶養者の生計維持に関する証明書類等の提出を求めることができる。

■再審査の実施概要

1 平成十八年度対象地域と通知時期

- 前期 大阪・兵庫
(平成十八年六月通知予定)
- 後期 奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡
(平成十八年十月通知予定)

2 対象者

対象地域の学校法人等に所属する加入者の被扶養者のうち、昭和六十三年四月一日以前生まれの人
〔注〕認定日が平成十七年一月一日以後の被扶養者は、今回の再審査の対象としていません。

3 実施方法

私学事業団から再審査の対象者を記載した「被扶養者再審査該当者一覧」等を学校法人等あてに送付します。当該一覧に基づいて、学校法人等で把握している加入者及び被扶養者の記録と照合し、加入者自身が所持している加入者証の記載事項に変更が生じていないか確認してください。

被扶養者の要件については、本事業団において審査しますので、被扶養者ごとに扶養状態を確認するための書類を取り

揃え、「被扶養者再審査報告者リスト（提出用）」とともに本事業団あてに提出してください。その際、加入者の扶養状態に変更が生じているときは、速やかに「被扶養者取消申請書」や「被扶養者異動報告書」等により届け出てください（例えば、被扶養者である子が就職し被扶養者の要件を欠いているときは、「被扶養者取消申請書」を提出することになります）。

4 再審査における提出書類

収入に関する書類を提出していただきます。被扶養者の年齢により次のように区分していますので、参考にしてください。同居を要件とする被扶養者は住民票もあわせて提出していただきます。詳しくは、実施の際に送付する通知文を参照してください。

①六十歳未満の被扶養者

市区町村が交付する所得証明書又は非課税証明書。学生の場合は在学証明書（原本）又は有効期限の記載のある学生証のコピー。なお、障害年金又は遺族年金を受給している場合は年金決定・改定通知書又は送金通知書のコピーが必要です。

②六十歳以上の被扶養者

公的年金（退職・老齢・障害・遺族等の年金・恩給）を受給している場合は、当該年金の最新の年金額が確認できる年

金決定・改定通知書又は送金通知書のコピー。また、年金を受給していない場合はその旨の口述書。なお、公的年金以外の収入がある場合は、所得証明書等の書類も必要となります。

5 再審査の確認結果通知

前期

平成十八年十月頃に学校法人等あてに通知します。

後期

平成十九年二月頃に学校法人等あてに通知します。

■被扶養者の取消事由

被扶養者の要件は、加入者との続柄及びその人の収入等により判断します。被扶養者の取消事由を記載しましたので参考にしてください。

(1) 恒常的な収入が基準額以上ある。

- ①収入に障害を事由とする公的年金がある人↓年額百八十万円以上
- ②収入に公的年金がある六十歳以上の人↓年額百八十万円以上
- ③その他の人(①又は②に該当しない人)↓年額百三十万円以上

(2) 同居を条件とする被扶養者が加入者と同居しなくなった(老人保健施設等に入所している人を除く)。

(3) 就職、結婚、離婚もしくは死亡等の事由に該当した。

相談員の就任

平成 18 年 4 月 1 日付けで次の方々に相談業務をお願いすることになりました。

秋田県



つかだ すみこ
塚田 澄子

聖霊女子短期大学附属高等学校
〒 010 — 8533
秋田市南通みその町 4-82
☎ 018 (833) 7311

島根県



たけうち としゆき
竹内 利幸

出雲北陵高等学校
〒 693 — 0073
出雲市西林木町 3
☎ 0853 (21) 1871

岐阜県



たかい としき
高井 俊樹

美濃加茂高等学校
〒 505 — 0027
美濃加茂市本郷町 7-6-60
☎ 0574 (26) 7181

佐賀県



まえだ あきとし
前田 昭俊

佐賀学園高等学校
〒 840 — 0801
佐賀市駅前中央 2-9-10
☎ 0952 (30) 4281

相談員の退任

平成 18 年 3 月 31 日付けで次の相談員が退任されました。

島根県 竹中 紀子 (松徳学院高等学校)

積立共済年金・共済定期保険

平成十八年度 前期募集 (平成18年10月1日加入)
募集期間 6月1日(木)～6月30日(金) 私学事業団必着

▼積立共済年金

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができ、この制度には次の二コースがあります。

① 個人年金保険料控除の対象となる「**税制適格コース**」↓満六十五歳までに十年以上掛金を積み立て、退職(脱退)後、年金及び一時金を選択

② 一般生命保険料控除の対象となる「**自由選択コース**」↓満六十五歳までに二年以上掛金を積み立て、退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

▼共済定期保険

加入者の多様な保障ニーズに応じて遺

族年金などの公的保障制度を補完する制度です。この制度には、次の三コースがあります。

① 加入者が死亡又は高度障害になった時の家族の生活の安定を目的とする「**家族年金コース**」↓加入年齢は加入日現在、加入者と配偶者は七十歳六か月まで、子供は二歳六か月から二十二歳六か月まで

② 病気やケガで入院したときの医療費負担の軽減などを目的とする「**医療保障コース**」↓加入年齢は加入日現在、加入者と配偶者は六十九歳六か月まで、子供は〇歳から二十二歳六か月まで

③ 学校法人等が保険料を負担し、加入者の弔慰金等として福利厚生制度を充実させる「**学校加入コース**」↓加入年齢は加入日現在、七十歳六か月まで

◆申し込み方法

積立共済年金は「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。
共済定期保険については、「新規加入」の申し込みを受け付けます。
申し込みにあたっては、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている、加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、申し込んでください。

積立共済年金は「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。
共済定期保険については、「新規加入」の申し込みを受け付けます。
申し込みにあたっては、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている、加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、申し込んでください。

◆送付先

〒一三―八五七七
東京都文京区湯島一―七―五
私学事業団
福祉部保健課貯金係

◆すでに加入いただいている方の内容の変更等の申し出は、積立共済年金は前期(六月)及び後期(十一月)申込期間内、共済定期保険は後期(十一月)申込期間内のみとなっています。



―― 四月号の訂正 ――

四月号十四ページ「平成十八年度私学事業団海外研修旅行」の記事中、空港名に誤りがありましたのでお詫びいたします。次のように訂正させていただきます。

誤 文中の「名古屋空港発」
表中の「名古屋発」
正 中部国際空港発

共済事業 今月のワンポイント

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申し込み受け付けは 5 月 31 日(水)必着です。各コースとも定員は 30 名で、申し込み多数の場合は抽選となります(先着順ではありません)。

詳しくは、月報私学 4 月号をご覧ください。

加入者証回収調査票の送付

加入者証の未回収について定期的に調査を行っています。ご協力をお願いします。

加入者の退職や所属学校変更、また、被扶養者の認定取消等の手続きの際には、加入者証を必ず回収していただくようお願いしていますが、完全回収をするのに苦慮しているのが現状です。そこで、未回収の加入者証のある学校法人等については、「加入者証回収調査票」により定期的に調査を行っています。この調査票が届きました学校法人等においては、調査内容を確認のうえ、必ず回答してください。

加入者証の不正使用等を防ぐためにもご協力をお願いします。

5 宿泊施設を閉館します

加入者の皆様には、加入者向広報「レター」3 月号でお知らせしていますように、別府宿泊所「紫雲荘」(大分県)、蔵王保養所「しゃくなげ荘」(山形県)、那須保養所「那須白雲荘」(栃木県)、皆生保養所「皆泉荘」(鳥取県)、道後保養所「しらさぎ荘」(愛媛県)の 5 宿泊施設については、宿泊施設経営改善委員会の報告を受け、共済運営委員会において当該宿泊施設の閉館について審議されました。その結果、諸事情により当該宿泊施設を

5 月の共済業務スケジュール

1 日(月)	掛金	3 月分納期限
2 日(火)	貸付	送金
10 日(水)	貯金	払込期限〔必着〕
15 日(月)	貸付	申込・任意償還申出締切
22 日(月)	貯金	送金
	貸付	送金
25 日(木)	積立共済年金	脱退申出等締切
	貯金	前期加入申込、払戻・解約請求締切
31 日(水)	掛金	4 月分納期限
	貸付	22 日送金申込締切

存続することは大変困難との結論に達し、誠に残念ではありますが、平成 18 年度中に閉館することが決定されました。

なお、閉館日等については、今後準備が整い次第決定し、本誌及び私学共済事業ホームページ等でお知らせいたします。

加入者向広報「レター」5 月号 私学共済ブック〔保健・宿泊編〕等の送付

加入者向広報「レター」5 月号等を 5 月下旬に学校法人等あてに送付します。

送付物は、4 月末現在の加入者数で送付します。なお、加入者に配付する前に送付された部数を確認し、不足している場合は広報相談センター広報班までお申し出ください。

今回の主な送付物は次のとおりです。

- ◆加入者向広報「レター」5 月号
各ブロックでのイベント等をお知らせするブロック誌との合併号です。
- ◆私学共済ブック 2006〔保健・宿泊編〕
- ◆積立共済年金パンフレット
「レター」に差し込んでいます。
- ◆年金者向広報「共済だより」第 25 号
今年度から「レター」に同封し、事務担当者用に 1 部送付します。
- *送付状で内容物の詳細を確認してください。箱数が 2 個口以上になる場合は、1 個口目に送付状を同封しています。
- *5 月以降資格取得(新規及び再資格取得)が確認された加入者については、私学共済ブック 2006〔保健・宿泊編〕、2005〔給付編〕の 2 冊を資格取得確認後に送付します。
- *加入者向広報「レター」及び年金者向広報「共済だより」の記事の抜粋を私学共済事業ホームページに掲載しています。過去のバックナンバーもそろっていますので、ぜひご利用ください。

6 月の共済業務スケジュール

1 日(木)	積立共済年金	前期加入申込開始
	共済定期保険	前期加入申込開始
2 日(金)	貸付	送金
9 日(金)	貯金	払込期限〔必着〕
15 日(木)	貸付	申込・任意償還申出締切

共済事業に関するお問い合わせは共済事業本部まで 電話番号を間違えないようにお願いします

〒 113-8577 東京都文京区湯島 1-7-5 ☎ 03(3813)5321 (代表)

<http://www.shigakukyosai.jp/>

いんぷお めーしょん

人事異動

職員の一（）内は前職

◆役員

○理事 (平成十八年三月三十一日付)

退任 加藤 義平

新任 長井 孝介

○理事 (非常勤)

退任 (平成十八年三月三十一日付) 谷本 貞人

新任 (平成十八年四月一日付) 関口 修

◆本部職員

総務部長兼企画室長 長田 紀久子

審議役 金子 正

考査役 河合 晃彦

システム管理室長 (企画室次長) 岡本 勝広

融資部長 (貸付課長) 塚田 茂

助成部長 (財務部次長) 今福 康夫

資産運用室長 (融資部長) 笹山 政和

(人事課長) 神幸 雄

年金部長 猿渡 秀樹

福祉部長 (愛知会館館長) 谷口 正一

施設部長 (資産運用室長) 北潟 繁一

広報相談センター長 (審議役) 戸田 公康

企画室次長 (大阪会館館長) 五木田 啓文

企画室参事 (主計課長) 原 徹

人事課長 (企画室主幹) 高橋 正友

総務部参事 (総務部長) (東京臨海病院副事務部長) 細谷 不二男

総務部参事 (総務担当) (主任研究調査員) 高橋 大平

法務・監査班長 (総務課課長補佐) 塩 飽 勲

主計課長 (総務部参事 (労務担当)) 高橋 昇

財務部参事 (主計担当) (システム課長) 谷地 明弘

経理第一課長 (助成部調整主幹) 賀 来 茂

システム管理室参事 (債権管理課長) 牟田 克美

データベース課長 (運用管理課長) 神幸 雄

データベース課長 神幸 雄

◆助成業務の融資金利表 (平成 18 年 4 月 12 日現在)

融資金目	返済期間		備 考
	20 年以内 (内据置 2 年)	10 年以内 (据置年数含む)	
一般施設費	年 %	年 %	校 (園) 舎、体育館、遊戯室等の新・増・改築、買収等 校 (園) 地の買収、造成等
	2.3	1.9	
	2.1	1.9	研究高度化関連施設等
	2.0	1.9	私立大学ハイテク・リサーチ・センター等整備事業
	2.0	1.9	防災 (地震) 対策費
災害復旧費	1.6	—	特別災害を含む
公害対策費	2.0	—	アスベスト対策等
特別施設費	2.4	—	寄宿舎、セミナーハウスの新築等
	2.0	—	国際交流施設
	2.0	—	障害者利用施設
教育環境整備費	5 年 6 か月以内 (内据置 6 か月)	1.4	校教具、通園バスの購入等
	10 年以内 (内据置 2 年)	1.9	大型設備・情報技術整備等
	10 年以内 (内据置 2 年)	1.6	過疎高校
	4 年・6 年以内 (内据置 1 年)	1.6	私立奨学

*金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

~平成 18 年度 融資申込み受付中~

主任経営主幹 (融資課課長補佐) 堀 敏明

主任経営主幹 (経営支援室長) 堀 敏明

経営相談班長 (経営相談班主幹) 比留間 進

主任研究調査員 (主任研究調査員) 高村 雅一

主任融資主幹 (融資班長) (データベース課長) 添野 安聖

主任審査主幹 (審査・管理室長) (融資課長) 山本 雅淑

主任経営主幹 (経営支援室長) (主任経営主幹) 天白 則彦

補助金課長 (監査室参事) 國井 季樹

短期給付課長 (資格課課長補佐) 八田 晴喜代

掛金課長 (人事課課長補佐) 宅間 裕子

年金第一課長 (年金第二課課長補佐) 大谷 和正

貸付課長 (総務部参事 (総務担当)) 九州会館館長 大西 広一

管理課長 松村 太

宮繕課長 (掛金課長) 河田 哲雄

広報班長 (計画班長) 北村 修一

数理班長事務取扱 (短期給付課課長補佐) 堂前 俊次

◆東京臨海病院 (平成十八年四月一日付) 宇山 悟

◆会館 (平成十八年四月一日付) 酒井 薫

北海道会館館長 (広報班長) 櫻井 星二

宮城会館館長 (管理課課長補佐) 風間 秀夫

愛知会館館長 (愛知会館営業部長) 高浦 久男

大阪会館館長 (宮城会館館長) 大西 広一

九州会館館長 (九州会館管理部長)

◇共済事業に関するお問い合わせは、共済事業本部まで ☎ 03 (3813) 5321 (代表)

● 月報私学 5月号 (VOL.101) 平成 18 年 5 月 1 日発行

● 編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団 / 〒 102-8145 東京都千代田区富士見 1-10-12 ☎ 03 (3230) 7810~11 (企画室)

<http://www.shigaku.go.jp/>

(禁無断転載)